

2024（令和6）年度 予算要望書

2023（令和5年）年11月6日

日本共産党淡路市議会議員団

鎌塚 聡

岡田 教夫

淡路市長 門 康彦 様

会派：日本共産党淡路市議会議員団

鎌塚 聡

岡田 教夫

2024（令和6）年度 予算要望について

暮らしに希望がもてる施策を

貴職におかれましては、市政のために日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、世界情勢をみると、パレスチナのハマスとイスラエルの紛争の拡大が憂慮され深刻な事態となっている。日本共産党は、ハマスによる無差別攻撃を非難するとともに、イスラエル軍がパレスチナのガザ地区への大規模侵攻を表明したことを厳しく批判し、即時停戦を訴えるものである。また、ロシアのウクライナ侵略から1年8か月が経過するが、ロシアはただちに侵略をやめ、国連総会決議が求める即時、完全、無条件撤退を実行すべきである。今国際社会は、これらの問題解決にあらゆる外交努力をおこなう必要があり、淡路市としてもできうる努力を強く求めます。

こうした影響などは、さらなる物価、燃油高騰につながることも懸念されます。そのうえ、長期にわたっての経済の停滞と衰退で暮らしの困難が続き、市内経済や市民の日々の生活にも大きな影響を与えています。

岸田政権になり2年が過ぎましたが、新たな政策にも、物価高など対策にも期待ももてず、昨年同様、支持率の低下に歯止めもかかっていません。国民負担率も5割に届くほどの状況となってきているのに、今後5年間で43兆円もの大軍拡・増税路線を進めようとしている。こうした政治を変え、国民の苦難が軽減される政策の転換が今こそ求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わりましたが、インフルエンザとの同時流行の懸念が、夏の時期でさえも現実となっていた状況です。今秋以降も感染症の広がり懸念されます。

こうした中で、市民のいのちと暮らしを守るために自治体が役割を発揮することが重要です。物価・燃油対策、新型コロナウイルスなど感染症対応、経済、医療、農水政策、教育分野で市民の暮らしと福祉を守るために、財政調整基金も積極的に活用し暮らしを支える施策を拡充すべきです。その上で、国等にも、地方交付税の増額、一過性で終わらない物価・燃油高騰対策や感染症対策への補助、またはそれに代わる財源措置などを上申することを求めます。

本市の令和6年度予算編成にあたっては以上の事を踏まえ、市民が暮らしに希望がもて

る施策を実現するよう、下記のとおり予算要望を致します。

物価高・燃油高対策

1. 消費税をまずは5%へと戻すこと、インボイス制度の廃止を国に求めること。
2. 市内事業者に恩恵があり、全市民が使える地域通貨や商品券などで、市内経済と住民生活の負担軽減となる施策を実施すること。
3. 学校給食費は無償とし、保護者負担の軽減を図ること。
4. 保育所等の副食費無償化や物価高の影響を保護者にさせない対策をすること。
5. 福祉灯油などの補助制度を創設すること。
6. 農漁業者の燃油対策を引き続き行い、飼料、肥料など生産資材高騰の対策を行うこと。
7. 水道料金の負担軽減、減免を企業団に求めること。下水道料金の負担軽減、減免をおこなうこと。
8. 国などの施策、市の独自策の恩恵が及ばない家庭や事業者などの把握に努め、暮らしを支える減税や直接補助となる対策を講じること。

議会事務局関係

9. 議会の昼間傍聴ができない住民のために委員会審査のインターネット録画中継ができるよう議会費を増額するなど、議会、執行部双方の意識を高め、開かれた議会とすること。
10. 議会中に、電波干渉などで意図しない音源が入らないよう音響設備の改善をおこなうこと。
11. 議会基本条例第14条の事務局体制をさらに整えるべく、人員、予算の拡充をすること。
12. 議会基本条例第15条の議員研修に加え、第17条2項などという倫理性向上のため、ジェンダー平等など研修の機会をより設けること。

総務部関係

13. 「非核平和都市宣言」にふさわしい事業に取り組み、市独自施策や市民団体の平和活動への予算を確保し、市内外へ宣言都市であることがわかるようにPRすること。各

事務所や庁舎以外の目立つ場に宣言都市の看板、横断幕などがかかげること。核兵器禁止条約に日本政府が署名、批准することを国に求めること。

14. 脱原発をめざす首長会議に入会すること。また、家庭用太陽光発電設備の設置に対する補助金拡充など、脱原発へ繋がる施策を進めること。
15. 地方交付税制度をゆがめるトップランナー方式の中止と、マイナンバーカード取得率を交付税算定に差をつける方針を撤回するよう国に求めること。
16. 投票所の統廃合は、有権者の意見を尊重し、一方的に進めないこと。また既に廃止となったところも、投票率向上のために戻すこと。期日前投票所を増やすこと。選挙公報はすべての家庭に配布すること。視覚障がい者には点字の投票券を発行すること。
17. コロナの影響を受けて収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、減免や分割払いなど丁寧に対応し、年度内の支払いを強要しないこと。市税などの滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう親身な対応をすること。
18. 国税では、「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について実施すること。また、「換価の猶予」について窓口で市民に対し周知徹底すること
19. 5000万円を超える建築一式工事の入札は、当日応札後のランダム係数くじ引きによって上乗せ額をはじめ出し、それを最低制限価格比較価格として決定すること。また業者を特定しない仕様書の作成に努めること。
20. 官製ワーキングプアを無くすためにも市の非正規職員を正規職員に代えていくこと。非正規雇用をなくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。男女の賃金格差の解消をはかること。
21. 窓口業務のアウトソーシングは行わないこと。
22. 指定管理については、総務省の通達どおり、財政抑制のために用いることのないよう留意し、市民サービスが後退とにならないよう安易に制度を利用しないこと。新規・更新時は財政状況等を精査すること。指定管理制度がそぐわない施設は、直営へ戻す措置をすること。企業の論理で指定期間を著しく長期間としないこと。
23. 公共施設総合管理計画は、縮小の数値目標に固執しないこと。住民への十分な説明の機会を設け、理解が得られない状況では計画ありきで進めないこと。統廃合を目的としないこと。
24. 各事務所で現地解決ができるよう必要な人員を配置し、所長に現地対応ができる一定の権限と必要な財源を措置すること。
25. 各事務所や公共施設に視覚障害者のためにシグナルエイドシステム設備すること。また、難聴者のために磁気ループシステムを窓口設置すること。
26. 市所有のトイレの清掃・管理を適切に行うこと。必要に応じて温水洗浄機能付便座や、多様な利用者に配慮したトイレの整備を進めること。生理用品を公共施設のトイレに常備し、無償配布すること。
27. 鶴崎地区の岩屋警察所北側の土地は、駐車場やトイレを完備した公園などとして活用すること。
28. 障害者法定雇用率を超える障がい者雇用状況をさらに改善し、聴覚や視覚等の障がい者が雇用できる環境をつくり雇用すること。指定管理においても事業者を対象施設の

障がい者の雇用を行わせること。他市で始まっている、重度障害者就労支援事業を創設すること。

29. 各種審議会等（条例以外のものも）の委員選任を行う場合は、多様な意見を反映するため、公募を行うこと。
30. 防犯灯の予算は、これまで修理等に費用が回り、町内会などの要望があっても新設が進んでいないところもある。害虫対策のものも含め、必要な個所に設置できるよう新設予算を拡充すること。また、防犯灯の電気代を市が負担すること。
31. 議会答弁の際には、真摯に答弁をすること。「ご飯論法」「やぎさん答弁」で、いたずらに議員の質問時間を浪費しないこと。議案の資料は、カラー、写真等も用い、法令改正の論点を図解にしたり一般的な言葉や例に直したりするなどより分かりやすく、詳細な説明をしたものを加えること。予算、決算など説明資料について、細事業ごとに、効果、過去との比較ができるものとするなど充実をはかること。
32. 防衛省は、自衛隊基地の地下化などで基地機能の強化を進める方向である。これは、安保3文書に基づく自衛隊施設の抗たん性（攻撃に耐え、基地を維持する能力）向上の一環であり、市内の仮屋磁気測定所も今後の機能強化の対象となっている。こうした対応は、日本の国土が戦場になり、基地が攻撃対象になることを想定しており、市民への影響が必至である点で、安保法制と敵基地攻撃能力保有を明記した安保3文書の廃止を国に求めること。

企画情報部関係

33. 島外への通学助成制度を維持し、島内外への全高校生にも対象を広げ増額すること。
34. 高速バス、船便の値上げに対して、補助制度を創設し、通勤、通学者を支えること。
35. 高校生、大学生などへの市独自の給付型奨学金制度の創設や、新型コロナの影響で学業をあきらめることのないよう、学費補助、家賃補助などの支援策を構築することで、本人、その家族の経済的支援制度を作ること。
36. 使わなくなった公的施設（学校や公的な施設）は、市民共有の財産であり、活用については地元住民の要望を第一に、企業等に無償譲渡するのではなく、目的から逸脱したとき、返還を求められるよう、無償貸与にとどめおくこと。また、地元住民が活用できる体制作りやそれに伴う補助をすること。
37. 市内の中小企業・小規模企業の発展と地元雇用につながる企業誘致を進めること。
38. ICT技術での先端的なまちづくりなどの名のもとに住民の個人情報を利用する、スーパーシティ構想の応募検討はやめること。
39. 関空、神戸空港のルート変更、増便等の計画変更に対し、旧3町議会の上空飛行反対・撤回を求める意見書や決議を踏まえ、騒音などこれ以上住民への影響を与えないよう市として対応すること。
40. 2025年開催予定の関西万博について、軟弱地盤や環境汚染問題などの課題に加え、建設費が増大し続けている点でも、国民負担が増えることとなることは避けられない。パビリオン建設の遅れも指摘される中、このまま計画どおり進めば、労働条件悪化などで

も、万博のテーマである「いのち輝く未来社会」とは逆行することになりかねない。万博開催は中止するよう関係機関に求めること。

市民生活部関係

41. 大磯海岸等の環境保全に努めるとともに、水上バイク等の騒音問題について近隣住民からの苦情に対処すること。風力発電施設含め健康問題・環境問題については、市が責任をもって対応すること。
42. 近年増加する太陽光発電施設の設置に関し、近隣トラブル事象や問題点を調査し、関係機関に報告、対応を協議すること。また、自治体でできる対応策を行うこと。
43. 民泊施設の周辺で騒音などの苦情が相次いでいることから、洲本健康福祉事務所などと協力体制をとり、業者を指導するなど、騒音や悪臭などの解決のための対応策を進めること。
44. マイナンバー制度について、適用拡大をしないことを国に対して求めること。特にマイナ保険証について、紙の保険証を廃止することがないように国に求め、マイナンバー自体をやめるよう国に求めること。また市としてもマイナンバーカードの利用拡大をしないこと。各種証明書などの交付は、マイナンバー制度を併用したコンビニ交付ではなく、各事務所で休日・時間外でも証明書等の交付が受けられる体制を整備すること。
45. 同和行政を継続する施策に対しての予算計上はおこなわないこと。
46. 火葬場建設については、市民の声を聞き、既存の施設の増築・改修なども再検討し、最低市内2か所を確保し、業務にあたること。
47. ごみ処理施設の島内統合計画については、住民負担が増えないことやごみの減量につながるのかなど、引き続きの検証を行うこと。
48. 粗大ごみの有料化をしないこと。ごみの減量、資源化を強化し、プラごみの回収は、町内会の資源ごみ回収時に出せるようにすること。
49. CO₂削減の取り組みでは、公共施設の新設、改修時にはZEB化をすすめるなど自治体として施策展開することと、市民が実践できる啓発や補助事業創設など対策を推進すること。
50. 福島原発の汚染水（ALPS 処理水）は、関係者の合意を得られていないまま海洋放出が始まった。政府などは、IAEA の報告で放出は「国際安全基準に合致している」というが、IAEA も政府の海洋放出の方針を「推奨するものでも承認するものでもない」とも報告書に記載している。ALPS 処理水といえども、トリチウム以外の各種も含まれ、通常運転ででてくるいわゆるトリチウム水ではない。モルタル固化、大型タンク保管、地下水の流入をストップするための広域の遮水壁の設置など専門家からも具体的な対案が示されてきたように、海洋放出が唯一の対策ではない。これらの点で海洋放出を中止するよう国に求めること。これは福島県だけの問題ではなく、漁業者にも影響する問題であり、自治体としての認識を明らかにし、大阪湾にも放出が広がるのではないかと懸念する住民不安を解消すること。
51. 5年度中にスタートするパートナーシップ宣誓制度について、ファミリーシップ制度も視野にいれつつ、他市の事例も参考にアップデートし制度拡充すること。ジェンダー平等を実現する取り組みを実施すること。

危機管理部関係

52. 防災指導・防災教育に力を入れ、地域の自主防災組織活動が円滑に進むよう、支援を強化すること。
53. 災害弱者の避難方法や避難訓練について、防災会議に障がい者を入れるなど災害弱者の意見を取り入れ、指導援助をおこなうこと。また防災マップを点字で作成すること。
54. 災害時の避難所、受け入れ体制などを充実すること
 - ① 耐震診断、耐震補強工事を実施し安全確保すること。
 - ② 近くにため池がある避難所は、ため池整備対策と共に、場所の見直しや安全な場所にあるかを住民に周知すること。
 - ③ ホテルや民宿などを借り上げる契約を結び、お年寄りや障がい者などの弱者を優先して入所させること。
 - ④ 福祉避難所の設置と運営に関しては、障がい者等の意見を取り入れ、災害時に機能が発揮できるように体制をとること。
 - ⑤ 避難所となる体育館は、学校や教育部局とも連携し、児童の暑さ対策とともに避難者の健康面でもエアコン設置を行うことと、避難時にテレビ等の情報端末の確保がとられるよう設備の充実をすること。
 - ⑥ ワンタッチ式パーテーション等、避難者のプライバシーや生活環境を守る設備の充実や備蓄を行うこと。
 - ⑦ 避難経路も見直しや点検を行うとともに、民有地の危険なブロック塀撤去の補助制度をつくること。
55. デジタル防災無線端末が全ての地域で受信できているか再度調査、確認を行い、既設の端末が有効に利用されるよう住民に周知徹底すること。屋外スピーカーに近い住居に対し、常時は音量を下げるよう調整する（非常時には自動で一定レベルとする）など、対象エリア住民の合意でそれが可能とするよう取り組むこと。
56. 防災資機材（土のう袋・土等も）や備蓄食料を分散配備し、住民に周知すること。また、資機材、備蓄品についても予算増加し、避難住民のニーズをくんだ新製品や乳幼児・高齢者・アレルギー体質・ベジタリアン等に配慮した非常食も配備すること。
57. AED が設置されている施設は、24時間 AED に外部からアクセスできる位置に移設するなど、対応をすすめること。
58. 道路交通法の改正により自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっている。着用の啓発とともに、市としても購入補助制度を創設すること。また、電動キックボードについては、交通安全の確保の観点から、規制を強化する見直しを国に求めること。

健康福祉部関係

59. 後期高齢者医療制度の早期中止を国・県に要求し、元の老人保健制度に戻すこと。
60. 国保広域化となっているが、保険料率はこれ以上負担が重くならないよう基金の取崩しと一般会計からの繰入など市で対策をとり、引き下げを行うこと。特に、子育て支援

にも逆行する均等割りを廃止すること。また国県に対して加入者負担とならないよう財源の確保を強く求めること。

61. 福祉タクシーの補助額を増やし、利用者の世帯構成による所得制限を撤廃すること。福祉タクシーの補助を使わず、淡路市生活観光バスを利用する場合は、障がい者または同伴者の運賃を無料にすること。自動車税の減免をうけていない世帯には利用申請がなされた場合は応じること。また運賃全額をチケットで支払えるようにすること。
62. 必要な外出支援サービスが受けられるよう対象枠を広げ、必要なときにサービスが受けられるよう体制を充実すること。
63. 水道企業団が水道料金の福祉減免制度を 31 年度末で廃止したが、市独自策で福祉減免制度に代わる制度を作ること。
64. 敬老会の開催については、気軽に参加できるよう旧町単位で行うこと。また祝い品の対象者は 75 歳以上に渡すようにすること。
65. 障害者総合支援法に関しては、2010 年 1 月に障害者自立支援法違憲訴訟団と国とのあいだで交わされた「基本合意」や、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議が 2011 年 8 月にまとめた「骨格提言」を踏まえた障がい者支援となるよう国に求めること。また、市も「基本合意」や「骨格提言」を踏まえた施策に取り組むこと
66. 視覚障害者の歩行訓練支援事業は 1 人 1 0 0 時間に延長し、生活訓練にまで対象の枠を広げること。
67. 視覚障害者用パソコンソフト購入補助は、どの対象者も自己負担が無いようにすること。音声付炊飯器の購入助成を行うこと。
68. 障害基礎年金の引き上げを、国に働きかけること。また、過去に市が廃止した心身障害者（児）福祉金事業を復活させること。
69. 手話奉仕員や視覚障害者の同行援護者を増やすこと。また、その方たちの養成・研修にかかる費用の自己負担分を補助すること。障がい者を支える団体やボランティアへの支援策を強化すること。
70. 聴覚障がい者が、聞こえる人と円滑に意思疎通ができる「遠隔手話通訳サービス」が新型コロナウイルス感染症の拡大により、重要になっている。サービス運用にあたっての研修や手話通訳者の人材確保、タブレット端末の貸し出し、通信料の軽減などをはかること。
71. 第 9 期介護保険事業においては、国庫負担増額を求めることと同時に、基金も活用し、保険料を引き下げること。一般会計からの繰り入れを含め、実態に応じた保険料と利用料の減免制度をつくること。また、政府が進めようとしている、利用料の 2 割・3 割負担の対象拡大や、要介護 1・2 を総合事業に移行するなどの改悪をさせないよう国に求めること。
72. マクロ経済スライドの発動で年金受給額が下がることがないようにし、物価上昇に応じて「増える年金」への改革を行うことを政府に求めること。
73. 高齢者の達者で長生き運動、プール・温泉利用券の年間 12 回支給すること。またプール・温泉利用券は介護保険者証送付時に同時送付し、65 歳になった時から利用できるようにすること。
74. 運転免許自主返納者に対する移動の支援策を拡充（市バスの無料化の拡大など）し、社会参加の促進につなげること。
75. 加齢によって起こる難聴に対して、補聴器購入の補助制度を創設すること。

76. 高齢者や障がい者がごみ出し時に集積場まで運ぶ負担が生じないように、支援制度を拡充すること。
77. 予防接種事業
 - ① 任意予防接種事業について、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種は、定期接種以外の対象者を65歳以上とし継続すること。
 - ② 子育て支援策として、おたふく等接種予算の増額をし、自己負担の軽減をすること。
 - ③ 成人の風しん予防接種は、定期予防接種の対象者の条件に満たない世代が確実に免疫を有することにつながっているか調査し、必要な手立てを引き続き行うこと。
 - ④ インフルエンザ予防接種は公費接種を65歳以下にも対象を広げ、特に子育て世代の負担軽減をすること。
 - ⑤ 男性のHPVワクチン接種での感染症等予防効果の啓発と、接種補助制度をつくること。
78. 新型コロナウイルスなど感染症対策として、いつでも誰でも何度でも受けられるPCR検査の体制をつくるよう国に求めること。インフルエンザ含め感染拡大期には、マスク着用など、行政無線などを通じ市としても予防対策の啓発を行うこと。また、5類への移行によって廃止した国民健康保険や介護保険の傷病手当金等を独自支援策として復活するなど、新型コロナ対策を後退させず、コロナ後遺症の対応含めて前進させること。
79. まちづくり健診への受診率を高め、乳がん検診等は、早期発見のためにも超音波検診なども含め、毎年受けられるようにし、補助額も増やすこと。また、満40歳以下にも対象を広げること
80. 健診結果の個人情報や企業の利益のために提供をしないこと。そのような業務委託をしないこと。
81. 北淡地区等の地域医療が後退しないよう事業者並びに関係機関に働きかけること。
82. 特別養護老人ホームを増設し、待機者解消をはかること。
83. 介護報酬の改定や平成29年始まった新しい総合事業の緩和基準サービスによる事業者の経営状況への影響を把握し明らかにすること。制度変更による介護人材の不足につながる点や、利用者に影響がでるような点については市で独自対策をとること。
84. 保育所での感染症対策として、密を避ける面積基準、人員基準の見直しを国に求め、市のできる対応をすること。子どものいのちを守る観点から、保育所など（学校含む）、家庭での検査キットを配布し、体調不良時に直ちに検査ができるようにすること。保育施設（学校含む）での感染対策設備の充実をはかること。子どもの体調が悪い時、保護者が安心して仕事を休めるように所得補償などで対応できる体制を整えること。
85. 保育料は条例の中に保育料を明記し、負担増とならない支援策を充実しつつ、0～2歳児の保育料軽減、無償化につなげること。
86. 保育士の配置基準の見直しを国に求め、最低基準の向上のために市独自の配置基準を設け人員の確保をすること。
87. 東浦地域での一時保育の拡充すること。また全地域で病時保育、土日祝日保育を実施すること。合わせて保育士の新採用と臨時保育士の正規雇用化を進めること。また労働条件を改善すること。

88. 保育所（園）の統廃合については、地域の意見を尊重し慎重に対応すること。場合によっては、新制度での小規模保育事業等を、現行の自治体の保育実施責任を後退させない形で市が運営し、小規模園を存続させること。
89. 児童福祉法第24条1項の保育所の意義を再認識するとともに、認定こども園移行については、市が行うものであっても保護者への十分な説明や合意が不可欠であり、子どもへの影響を研究し早急にすすめないこと。統廃合・民営化への手段としないこと。
90. 兄弟姉妹で別々の園に通わないで済むように、住居の最寄りの希望する園に行けるよう対策を講ずること。
91. 耐震化の義務付けされていない保育所（園）の耐震診断を行い、必要な耐震化工事を実施すること。
92. 保育施設の老朽化した空調設備については計画的入れ替えを行うこと。
93. 子ども医療費助成の所得制限を撤廃すること。国に対しては、国として18歳までの医療費無料化施策の実施を求めることや、その間自治体が行った支援に対する国保ペナルティーを早期に廃止することを求めること。兵庫県に対しても医療費助成の拡充を求めること。
94. 第2子以降3歳以上無料化策などこれまで行ってきた事業の財源は、幼保無償化後も引き続き子育て支援策（0-2歳児完全無償化、副食費無償化など）として使うこと。無償化対象となる国基準に満たない認可外施設へは、条例制定で無償化の対象とせず、保育の質の確保をすること。
95. 市内で子どもを産み育てられる環境を拡充し、若者の定住促進をはかること。聖隷病院の分娩施設を、再開までの間は助産所とするなどででも活用できる方法を市としても模索し働きかけること。島外医療機関での出産予定者への交通費補助は、島内の予定者にも負担軽減となる対策をとること。
96. 子育てハンドブックは、広告で子育て世代を誘導するものではなく、小児科医院の住所、連絡先の情報など、子育て世代が求める必要な情報を載せること。他部課所にも広がることにもつながる2019年版のような広告掲載方法を改めること。
97. 1歳6ヶ月児および3歳児の健康診査及び歯科検診場所を増やすこと。また、同様の検診が個人病院でも受診できるよう、体制を整えること。
98. 憲法25条や生活保護法に基づき、札幌市のように生活保護は権利であることを周知するポスターを掲示するなどし、市民が安心して生活できる生活保護行政に務めること。また、予算編成にあたっては生活困窮者の保護補足率を調査し、十分に余裕のある予算編成すること。
99. 生活保護を受けている世帯には、エアコン購入費用補助の支給対象等を拡充し対応を行うこと。特に高齢者・子育て世帯や、保護をうけていない低所得者にも同様の補助制度をつくること。
100. 高齢者の熱中症対策としてクーラーの支給が始まったが、市民税非課税世帯だけでなく、それ以外の低所得者や子育て世帯まで範囲を広げること。

産業振興部関係

101. コロナ対策での支援策が、事業者支援と言う名で、一部地域・企業、金銭などに余裕のある方のメリットとなるような施策とならないよう、過去の事業を調査し、公平な利用となる事業とすること。
102. プレミアム付き商品券事業は、対象者が公平に申請できるよう改善すること。デジタル化推奨の名目でデジタル格差が起きないように、紙の商品券もデジタルと同等の恩恵がうけられるよう改善すること。
103. 花火大会の開催場所は1箇所に固定しないで、市民が地域との交流を深めることのできる催しとして開催すること。旧町ごとなどで分散し開催することも検討すること。
104. 市の所有する観光施設の設備の充実
 - ① トイレの洋式化とともに、温水洗浄機能付き便座に切り替えていくこと。
 - ② 岩屋海水浴場の利便施設のトイレを夏季以外も利用できるようにすること。
105. 経済波及効果が期待できる住宅リフォーム制度を実施すること。（既存の店舗や一般住宅の改修について、助成対象範囲の広い制度として実施）
106. 市内に本社を有する事業者に対し、新規学卒者雇用奨励金を支給すること。
107. WTO 農業協定や二国間E P A(経済連携協定)、多国間のT P Pなどの輸入自由化路線を見直し、食糧主権を回復することを国に求めるとともに、食料自給率の50%台回復をめざすよう、国に進言すること。
108. 漁業振興と防災・ため池の保全の為に計画的な池ざらいができるよう支援すること。県補助の対象とならないため池改修については、市独自の補助制度を設けて対応できるようにすること。また、ため池の保全のために、草刈りへの補助をおこなうこと。
109. 事業費が200万円に満たない治山事業に対して市独自の補助制度を設けること。
110. 深刻なイノブタ被害対策を強化し、繁殖抑制に力をいれること。防護柵の設置事業については、電気柵の補助事業の拡大とともに、現在設置されている場所の修繕を含め、多様な対策への補助をおこなうこと。
111. 農産物や畜産、果樹に価格保障を導入拡充し、農業経営を安定させるよう国に要望すること。新規就農者や農業後継者を育成支援すること。直売所の拡充や農産物の販路確保を市として支援すること。
112. 米価が低水準であり、燃油も高騰傾向にあるなど、農業経営が深刻な影響を受けていることを踏まえ、補償となる対策や制度をつくること。
113. 水道一元化に伴う海苔生産者の料金負担増に対する市独自の支援策を行ない、新規就漁者や漁業後継者を育成支援すること。
114. 償却資産税の負担還元対応策として、一層の漁業振興策を講じること。
115. 生産者魚価の安定と水産加工品の販路の確保に取り組むとともに、水産資源の管理に努め、漁業発展のための対策をさらに行うこと。

都市整備部関係

116. 台風や豪雨時にすでに発生している道路の排水溝の改善を早急に行うこと。
117. 高齢者や障害者にやさしいまちづくりをすすめること。歩道の傾斜や段差の解消、点字ブロックの整備に努めること。

118. 低地（郡家・尾崎）の高潮対策を早急に進めること。西浦及び東浦の越波対策を順次進めること。
119. 西浦と東浦を結ぶ県道（3路線）の拡幅を早期に実現すること。
120. 市民の安全のため、国・県・市道の拡幅、歩道設置、外側線などの塗り直しをはじめ、生活道路の整備を促進すること。特に、西浦県道、志筑中田間、いざなぎ神宮郡家間の歩道設置を急ぐこと。
121. 通学路となっている育波と斗ノ内間の県道の全区間に溝蓋を設置し、早急に自転車通学生の安全を確保することを県に求めること。
122. 市道撫線の改良工事により、災害が起こりやすくなった塩尾南地域に対して、行政が主導し、一日も早く万全な災害防止対策を行うこと。
123. 市道の補修・維持管理のための必要な予算を確保すること。また周辺の住民生活の安全に影響の強い法定外公共物（里道・水路）の補修工事に対しては、市も負担割合を決め、支援すること。
124. ゾーン30規制区域を増やすことや、視覚効果でスピード減となる塗装や舗装を行うことで安心して側道を歩行できるよう予算確保すること。
125. 育波バス停付近は急カーブで横断中の事故が多いため、道路拡幅等の交通安全対策を県に求めること。
126. 危険な箇所信号機（歩行者用信号機を含む）を設置すること。また信号機設置のための道路改良が必要な箇所については、道路改良を早急に行うこと。
- 佐野災害住宅前（歩行者用）・仮屋南ノ丁・学習小学校・浦駐在所前・淡路口（以上、国道交差点）
県道野島浦線・富島派出所前・浅野県営災害公営住宅前（歩行者用）・尾崎交番前・県道室津志筑線（以上、西浦県道交差点）
 - 淡路高校前、塩尾バス停前の信号機を音が出る信号、もしくは触知式信号にすること。
127. カーブミラーの新設・更新時には、曇り止め対応のものも状況に応じて設置すること。また、他市でも実施例がある、私道から公道に出る場合においてもミラー設置補助をする制度を創設すること。
128. 地域の活性化と定住化促進、市民生活の利便性を確保するため、交通体系について以下の改善をはかること。
- ① 交通弱者を支援するコミバスやデマンドタクシー、スクールバス混乗など多様な交通施策を早急に具体化すること。津名広石の区間（天神～中田交差点）に停留所を設けること。
 - ② 三宮・舞子方面への始発便を繰り上げること。舞子での積み残しや、上り便における鵜崎の積み残しを生じさせないこと。
 - ③ 高速バスの乗降が島内の各バス停で一部行えるようになったが、引き続き利便性の向上をはかるよう事業者に求めること。またその支援策も考えること。
 - ④ 高速バスの定期券・回数券の共通使用を可能にすること。ICカード化導入車では、利用者に対する割引等で利便性の向上につながることを求めること。
 - ⑤ 公共交通のバリアフリー化を進めるよう関係機関に強く要請すること。
 - ⑥ 四国方面行のバスを淡路市内で乗降できるよう関係機関に働きかけること。（津名・一宮IC、東浦ICなど）

- ⑦ 明石海峡大橋の値下げ実現に伴う高速バス料金の引き下げを求めること。
 - ⑧ 五色発三宮行高速バスを明神・診療所前にも停車させること。
 - ⑨ 志筑バス停・津名一宮 I Cバス停を整備し、全ての高速バスを停車させること。
 - ⑩ 生活観光バスの運行を地域の声を取り入れ、引き続き良いものにする。短距離乗車で旧区間より値上げになったところの解消を図ること。
 - ⑪ 生活観光バスのバス停に上屋、ベンチが設置されるよう、基準緩和や用地確保に努めること。また、一般道路を通る高速バスと共通バス停になっているところは、市バスのバス停であることも再認識し、バスベイを広げるなど市としても取り組むこと。
129. 東浦 B T、東浦 I C、北淡 I C、遠田バス停、仁井バス停周辺、津名一宮インター周辺駐車場の市営駐車場有料化を撤廃し、岩屋地区の高速バス停周辺の有料化での整備計画は止めること。
 130. 津名港ターミナル並びに、東浦 B T、東浦・北淡 I Cの駐輪場を拡張し、必要な場所には自転車ラックを設置すること。鶉崎バス停周辺、津名一宮 IC 周辺駐車場にも屋根付駐輪場を整備すること。また、高速バス停の屋根部拡幅等で悪天候対応となるよう関係機関に申し入れること。
 131. 海浜の美化清掃の予算の増額を行い対応すること。
 132. 河川管理予算を増やし、川底の土砂浚渫ならびに草刈を行うこと。また必要な護岸の嵩上げ川底の補修も行うこと。
 133. 市道の管理予算を増やし草刈については定期的に地元業者、町内会、シルバー人材センターに委託し、通行者の安全を確保すること。
 134. 市営住宅の入居の要件を緩和すること（保証人の条件、学生や同性パートナーなどの入居を可能にするなど）。
 135. エレベーターが設置されていない4・5階建て市営住宅について、長寿命計画を見直し、設置を推進すること。また和式トイレは順次洋式トイレに改修することや部屋の仕様をフローリングに変えるなどで、住環境のアップデート（建物のZ E B化含む）をすること。その予算を確保すること。
 136. 要望の強い地域の児童公園整備に努めること。
 137. 公共下水道への加入促進とそのための支援策を講じること。
 138. 合併浄化槽設置の補助金は市単で上乗せし、設置費用を下水道加入負担並にすること。
 139. 水道料金の市民負担を抑えるため導水費用を県営水道並にするよう強く要求すること。
 140. 水道料金の徴収に当たっては、市民の生活状況を十分に考慮すること。

教育委員会関係

141. 学校給食は、さらなる地産地消となる地元食材、地元業者の利用に加え、オーガニック食材を取り入れるなど、食育にも力を入れその財源を確保すること。
142. 就学援助制度は、国の支給基準や対象項目を常に上回るようにすること。所得基準など要件をホームページや広報で引き続き周知し、学校だけでなく教育委員会でも受

け付けること。また、入学準備金は、年度当初に援助基準額が上がる場合は、入学前に支給した分との差額を支給すること。

143. 小・中学校については30人以下の学級とし、選択制オンライン授業の検討を含めすべての子どもの成長と発達を保障すること。教室でのソーシャルディスタンスの確保を考慮し、20人学級の実現をめざし、国にたいしても実現を求めること。
144. 子どもたちをいっそう競わせ、子どもと学校の序列化をすすめる全国一斉学力テストを中止すること。
145. 教員の長時間労働の是正、対策をすすめること。定額働かせ放題とも言われる給特法の「残業代不払い制度」の廃止を政府に求めること。政府のいう「1年単位の変形労働時間制」を導入しないよう関係機関に求めること。
146. 学校トイレの洋式化が進んでいない施設の改修を進めること。また、生理用品をトイレに常備し無償で利用できるようにすること。
147. 小中学校の統廃合については、地域の意見を尊重して慎重に対応すること。
また、小中一貫校については、教職員、保護者、関係者の意見を十分聞き、慎重な対応を行うべきで、計画ありきで進めないこと。
148. 通学路のより一層の安全確保を図るため、道路拡幅やガードレール等について関係機関と連携し、また、独自に必要な予算も確保し対応すること。
149. 兵庫県立淡路特別支援学校に視覚障害教育の場を入れるよう県教委に要望すること。
150. 教育センターに週一回、視覚障害教育の専門員を招き、視覚障害者本人ならびにその家族及びその学校の教職員の相談に対応できるよう取り計らうこと。
151. 特別に支援を必要とする児童・幼稚園児に対し、教育現場の要求に添った特別支援学級と支援員の確保・配置を行うこと。
152. 子どもたちへの歯科教育並びに歯の健康推進のために関係者と協議し予算措置をすること。
153. 図書館法の目的を住民に周知し、図書館を充実させること。指定管理や民間委託を行わないこと。また図書購入費の増額と職員の正規雇用化を図ること。
154. 親子プール券について、年間を通して利用できるようにすること。
155. 文化ホールの自主公演事業は幼児、児童、生徒によりよいものを提供することに努め、広く市民や保護者の意見を聞くこと。
156. 公民館の耐震診断、耐震補強工事を実施すること。また、講座開設のための予算を増額し、希望者が講座を受けられる体制を強化すること。
157. 学童保育の充実
 - ① 職員配置基準の後退をさせず、職員の処遇の改善をすること。
 - ② 支援の単位の定員に対して十分なスペースを確保すること。トイレ等必要な設備の充実をすること。